

第9節 ライフラインの確保

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設について、速やかに復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行うものとする。

第1 被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合には、大阪府に報告する。なお、電力、ガス、通信事業者は、生じた被害により本町域に影響を与える場合については、本町にも報告する。

第2 各事業者における対応

1 上水道

(1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、泉大津警察署及び付近住民に通報する。

(2) 応急給水及び復旧

ア トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな復旧に努める。

イ 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。

ウ 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対して応援を要請する。

(3) 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

2 下水道

(1) 応急措置

ア 停電等によりポンプ施設の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発電機によるポンプ運転を行う。

イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。

ウ 被害の拡大が予想される場合には、必要に応じて、消防機関、泉大津警察署及び付近住民に通報する。

(2) 応急措置及び復旧

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

ア 生活水の節水に努めるよう広報する。

イ 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

3 電力（関西電力株式会社岸和田営業所）

災害発生時には、「非常災害対策規定に基づき、本町及び関係機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもと早期復旧に努める。

また、災害等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカの開放等の措置に関する広報を実施する。

4 ガス（大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部）

(1) 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合わせ等を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給及び復旧

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ 緊急を要する重要施設を優先して、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

エ 被害個所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

オ 被害時において復旧資機材置場及び復旧拠点の用地確保について本町に要請し、その確保を図る。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを本町並びに関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店）

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合には、避難地・避難所に被災者が利用する特設電話の設置に努める。

(3) 設備の応急復旧

ア 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速や

かに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事を要する要員、資材及び輸送の手当を行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。